

専決処分した事件の報告について

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和5年5月15日提出

霧島市長 中 重 真 一

専決第3号

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日  
霧島市長 中 重 真 一

霧島市条例第 13 号

令和 5 年 3 月 31 日

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

#### 霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

霧島市国民健康保険税条例（平成 17 年霧島市条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「20 万円」を「22 万円」に改め、同項第 2 号中「28 万 5000 円」を「29 万円」に改め、同項第 3 号中「52 万円」を「53 万 5000 円」に改める。

第 23 条の 2 中「第 24 条の 2」を「第 24 条の 2 第 1 項」に改める。

第 24 条の 2 第 2 項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第 19 条第 3 項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第 5 項中「第 23 条第 1 項」を「第 23 条」に、「同項」を「同条第 1 項」に改める。

附則第 6 項、第 7 項、第 9 項から第 12 項まで、第 15 項及び第 16 項中「第 23 条第 1 項の」を「第 23 条の」に改める。

附則第 19 項中「令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 4 年度分の国民健康保険税であって、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日」に改め、「（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）」を削り、「令和 4 年 4 月 1 日以降」を「令和 5 年 4 月 1 日以降」に改め、「該当する者」の次に「であって、当該減免に係る申請を令和 6 年 3 月 31 日までにを行ったもの」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の霧島市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。